

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作	了 定 成	H26-5-29 H26-5-29 H25-12-26
-------------	-------------	-----------------------------------

検討課題	21	議員定数18名での運営について②	
区分	I - B		
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p>		<p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>
検討内容	・議会運営委員会のあり方の検討		
現状分析		議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> 第4条6項では、議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならないと規程。 議会運営委員会の運営については、議会運営委員会内規で規定。 各会派からの委員の選出については、3人以上の議員が所属する会派の所属議員数に応じた按分率による。ただし、各会派とも1人は選出できるものとする。 2人の議員が所属する会派の代表者は、委員外議員として出席することができる。委員外議員は、委員長の発言許可を得て発言できるが、採決には加われない。 		<ul style="list-style-type: none"> 議会運営委員会委員の選出基準についての検討とそれに伴う手続きについて検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 第19回検討部会(平成26年2月18日)において、議会運営委員会の委員の定数、選出方法について、シミュレーションした資料をもとに検討。 平成26年4月23日、24日、議会運営委員会で、人口規模が同程度で、議員定数が18人である滋賀県栗東市、兵庫県淡路市、大阪府柏原市を視察。 第21回検討部会(平成26年5月29日)において、結論を議会運営委員会に委ねることとし完了とする。